

平成 28 年 6 月 22 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ JPX 日経 400 ETF  
コード番号 1 3 6 4  
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸  
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

### 上場投資信託の証券投資信託約款変更および基準日設定のお知らせ

当社は、追加型証券投資信託「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に定める投資信託約款の重大な変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を提案し書面による決議を行なうこと、および、平成 28 年 6 月 30 日を基準日とし、当該基準日現在の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めたことを、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- 書類の送付  
平成 28 年 6 月 30 日（基準日）現在の受益者の方に、平成 28 年 8 月 12 日頃、本件約款変更に関する書類を送付いたします。約款変更の具体的な手続きやそれに関するお問い合わせ方法等は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- この度の重大な約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。  
約款変更について賛否を問う書面による決議を行ないますが、議決権行使書面のご返信がなされない場合は、当該変更案に賛成いただけたものとみなされますので、賛成の受益者の方は、お手続きいただく必要はありません。

1. 重大な約款変更の内容および理由

番号	内容	理由
①	設定・交換の受付不可日として償還日の直前5営業日間を追加いたします。	信託終了時における現物株の交換の手続きの円滑化を図ります。
②	配当落ち銘柄等相当分の設定・交換は金銭で行なうことができるようにいたします。	現物株バスケットに配当落ち銘柄が含まれている場合に、当該銘柄の現物株に替えて金銭をもって設定・交換できるようにし、当ファンドの運営の効率化を図ります。
③	「上場費用」および「当ファンドが連動の対象とする指数（以下「対象指数」といいます。）の使用料」等費用を信託財産から支弁できるようにいたします。	現在、委託会社は信託財産から信託報酬を受領した上で、当該費用を委託会社が支払っていますが、当該変更により、当該費用は信託財産から直接支弁するようにし、信託財産で負担する費用の内訳を一層明確化いたします。 <u>なお、当該費用の支弁に伴い、信託報酬率の引下げを行なう予定です。</u> <u>これらの変更で、新たに信託財産から直接支弁されることとなる費用の額と、信託報酬の引下げ額は、現時点で概ね同じ水準とする予定です。よって、これらの約款変更適用日前後において、受益者がファンドの保有を通じて間接的に負担する費用の総額は同水準で推移することが見込まれます。信託報酬率の引下げに係る約款変更について、詳しくは次頁をご参照ください。</u>
④	当ファンドの決算日の翌日から15日間および償還日の直前5営業日間を受益者の名義登録の停止期間に追加いたします。	決算時および償還時の受益者確定の手続きを円滑に進めるため、当該変更を行ないます。
⑤	受益権口数が一定口数を下回った場合、当ファンドの信託を終了（繰上償還）することができるようにいたします。	「運用の基本方針」に則した運用を維持することが困難となる状況への対応として、繰上償還できる受益権口数の残高を具体的に示すため、当該変更を行ないます。
⑥	以下の場合、当ファンドの信託を終了（繰上償還）するようにいたします。 1. 当ファンドが上場廃止となった場合 2. 対象指数が廃止となった場合 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴う重大な約款変更が否決された場合	「運用の基本方針」に則した運用を継続することが困難となる状況に対応するため、当該変更を行ないます。

(注) 変更内容については、別紙の「投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－重大な約款変更案）」をご参照ください。

また、前頁の重大な約款変更にあわせて、信託報酬率の引下げに関する約款変更（以下「信託報酬率の引下げ」といいます。）を行なう予定ですので、お知らせいたします。当該信託報酬率の引下げの内容については、下記の「投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－信託報酬率の引下げ）」をご参照ください。なお、当該信託報酬率の引下げは重大な約款変更には該当しないため、下記2、3および4でご案内する書面決議の対象ではございませんのでご注意ください。また、委託会社の判断により信託報酬率の引下げを行わない、または信託報酬率の引下げの内容が変わる場合があります。

投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－信託報酬率の引下げ）

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

新	旧
<p>[信託報酬等の総額] 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>11.5</u>の率を乗じて得た額とします。 ②、③（省略）</p>	<p>[信託報酬等の総額] 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>17</u>の率を乗じて得た額とします。 ②、③（省略）</p>

◆ご参考：上記の信託報酬率の引下げ額と、前頁「1. 重大な約款変更の内容および理由」の③に記載した新たに信託財産から直接支弁される費用の額は、現時点で概ね同じ水準とする予定です。

2. 重大な約款変更にかかる手続きおよび日程

約款変更日 平成28年9月24日  
約款変更適用日 平成28年10月18日

当該約款変更については、法令に定める重大な約款変更であるため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続きを経て変更が確定いたします。

「重大な約款変更」にかかる手続き・日程

受益者確定の基準日	平成28年6月30日
書面の交付	平成28年8月12日頃
書面による議決権の行使の期間	平成28年9月13日まで
書面による決議の日（約款変更の確定）	平成28年9月14日
反対議決権を行使した受益者の買取請求期間	平成28年9月24日から同年10月13日まで
約款変更日（予定日）	平成28年9月24日
約款変更適用日（予定日）	平成28年10月18日

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。可決された場合、予定通り平成28年10月18日をもって重大な約款変更の内容が適用されます。

また、上記の受益者の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当該重大な約款変更は行なわれません。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日に適時開示いたします。

また、決議の日の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)

### 3. 重大な約款変更にかかる書面決議の手続き

書面決議とは投信法および当ファンドの投資信託約款により定められた手続きであり、重大な約款変更の際に受益者の議決権を行使するための手続きです。

平成28年8月12日頃にお送りする「議決権行使書面」に、当ファンドの重大な約款変更について賛成または反対される旨等をご記入の上、弊社までご送付ください。「議決権行使書面」は、平成28年9月13日弊社到着分までを有効とさせていただきます。また、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成されるものとみなしてお取扱いいたしますので、賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

### 4. 議決権を行使した受益者の買取請求の手続き

重大な約款変更が確定した場合、議決権を行使した受益者は、平成28年9月24日から同年10月13日までの間に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る信託財産をもって買取すべき旨を受託会社に請求することができます。ただし、異議を申立てた受益者が、必ず買取請求を行わなければならないわけではございません。

別紙 投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－重大な約款変更）

追加型証券投資信託 「i シェアーズ JPX 日経 400 ETF」

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1.～6.（省略）</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>8.（省略）</p> <p>⑧、⑨（省略）</p> <p>⑩ <u>委託者は、第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>⑪～⑬（省略）</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第17条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1.～6.（省略）</p> <p>(新設)</p> <p>7.（省略）</p> <p>⑧、⑨（省略）</p> <p>(新設)</p> <p>⑩～⑬（省略）</p>
<p>[信託事務の諸費用]</p> <p>第40条（省略）</p> <p>② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p> <p>③ <u>前2項に定める費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</u></p>	<p>[信託事務の諸費用および監査費用]</p> <p>第40条（省略）</p> <p>② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、<u>第38条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産額に一定率を乗じて得た額とし、</u>毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p> <p>(新設)</p>

<p>1. <u>受益権の上場に係る費用</u></p> <p>2. <u>対象指数についての商標の使用料</u></p> <p>④ <u>委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。</u></p> <p>⑤ <u>前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。</u></p> <p>⑥ <u>前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>[収益の分配方式]</p> <p>第42条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに第40条各項の諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。</p> <p>② (省略)</p>	<p>[収益の分配方式]</p> <p>第42条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに<u>その他の費用</u>およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。</p> <p>② (省略)</p>
<p>[受益者名簿の作成と名義登録]</p> <p>第43条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ <u>前項に規定する名義登録は、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。</u></p>	<p>[受益者名簿の作成と名義登録]</p> <p>第43条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(新設)</p>
<p>[交換請求]</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p>	<p>[交換請求]</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p>

<p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1.～6. (省略)</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>8. (省略)</p> <p>⑥～⑫ (省略)</p>	<p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1.～6. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>7. (省略)</p> <p>⑥～⑫ (省略)</p>
<p>[交換の指図等]</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式(以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。)に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。</u></p> <p>④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求および金銭の交付を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。<u>また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれま</u> <u>す。</u></p> <p>⑤～⑨ (省略)</p>	<p>[交換の指図等]</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。交換株式の交付に際しては、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p> <p>④～⑧ (省略)</p>

[信託契約の終了]

第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30万口を下回ることとなった場合、その他のこの信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

1. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

2. 対象指数が廃止されたとき

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第58条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③～⑥ (省略)

[信託契約の終了]

第52条 委託者は、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき、または対象指数が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③～⑥ (省略)

以上